

2. 事業の目的と概要	
(1) 事業概要	<p>南スーダン難民とホストコミュニティの自立支援、および地域安定化と社会開発を促進するため、ウガンダ北部アジュマニ県において難民とホストコミュニティの脆弱層計 88 名を対象に洋裁、編物、木工大工、レンガ敷設、溶接、養豚の職業訓練と、マーケティング、店舗設置、開業資機材提供の開業支援を行う。</p> <p>In order to support South Sudanese refugees and Host community to be Self-reliant and enhance community stabilization and social development, this project provides vulnerable people of refugees and community with vocational trainings and business setup support.</p>
(2) 事業の必要性 (背景)	<p>(ア) ウガンダ政府は、漸進的難民法(2006)、難民規則(2010)において、難民に対して難民登録の権利、移動・就労の自由、教育や医療等の公共サービスへのアクセス、居住地や農地の割り当てを認めている。また、国家開発計画 II (NDPII) のガバナンス政策で難民緊急対策の能力強化を実施しており、居住区変容アジェンダ(STA)を掲げている。これは難民の自立達成と地域への定住、ホストコミュニティの社会開発の促進を同時に達成し、国と地域レベルで開発を行う政策である。しかし政策が追いついておらず、緊急支援に依存し自立に必要な収入を持たない多数の難民を抱えている本事業地においても対策が必要である。</p> <p>2016 年の南スーダンの情勢悪化後、暴力や略奪等から逃れるため難民の 36% の 83 万人がウガンダへ流入しており、国連と当該国政府の国連開発支援枠組み (UNDAF) を通した「難民及びホストコミュニティのエンパワーメント (ReHoPE)」では、双方に対する経済的な自立支援が不可欠とされている。</p> <p>(イ) 当会の国レベルのパートナーであるウガンダ政府首相府 (OPM) との MOU (覚書) 締結に向けたプロセスにおいて、緊急支援ではなく自立支援の必要性を強く指摘され、本事業を実施する事の要請を受け、MOU 締結が完了している。また、難民対策を統括する国連機関 (UNHCR) とも職業訓練による自立支援のニーズ確認し、事業実施の調整を完了している。本事業実施地のアジュマニ県パギリニア難民居住区及びアゴジョ難民居住区の難民は 2016 年以降に避難しているが、収入手段を持たず緊急支援に依存している。ホストコミュニティは国内でも最貧困層が最も多い地域の一つであり、加えて難民受入により土地・資源の共有等で負担を抱えている。アジュマニ県東部のホストコミュニティの就業率(16~64 歳)は 63.5% で、大半は農業に従事しているが、同県を含む西ナイル地域の貧困率は南部の 10% 未満に比べ 48.8% と高く、(中でも本事業が対象とする) 最貧困層の収入は十分ではなく衣食住や教育の基本的ニーズを満たすことが困難な状態である(ウガンダ政府, 世銀)。また、18~30 歳の 24% が仕事を持たず教育も受けていない。難民の就業に関しては、農業に使用できる土地が限られていることもあり、収入源を持つ人口は 1 割にも満たないと想定される。上述の背景により、対象地域の難民及びホストコミュニティへ職業訓練を通した自立支援及び地域の社会開発を促進する支援が求められている。</p>

## 【第一期及び第二期の成果】

●第一期：パギリニア難民居住区内に仮設職業訓練施設を設置した後、40名に職業訓練(8ヶ月間)及び開業支援を実施。これにより洋服店2店舗、木工所2店舗で39名が習得した技術と知識を用いて洋服や家具を販売し収入を得ている(残り1名は進学)。基本的に個人として受注し収入を得ているが、各店舗10名がグループとなり店舗を構えることで近隣住民に周知されるようになり受注につながっている。また、数量や納期によっては、グループで協力して商品を作成し、顧客の要望に対応できているほか、共用で店舗や機材の管理・使用することにより経費負担を軽減してビジネスを行なっている。

●第二期：同難民居住区に訓練施設を増置し、洋服、編物、木工大工、レンガ敷設の4分野において65名が訓練を受けている。2019年7月現在、8ヶ月間の訓練の内、4ヶ月目の訓練を受けており、9割以上の時間を実技に当てている。

## ◆第一期から事業を実施する中での知見・成果

以下のように、「地域の安定化や社会開発の促進」という上位目標を見据えた中長期的な観点で、裨益者の個々のケースに応じ、経済・社会的な側面など総合的に考え、裨益者の支援を行うことが重要である。

1) 一期生のフォローを行なう中で、裨益者によっては開業後に結婚をして夫の元で生活する等により、職場の移動を希望するケースがある。当初の計画である、設置した店舗で働くという想定から異なるが、上位目標の「地域の安定化や社会開発の促進」の達成に向けて、経済的な側面だけでなく、裨益者が望む家族と繋がりを持ちながら生活するといった社会的な側面も合わせ総合的に対応することが重要である。この為、例えば上記のケースで裨益者が職場を移してビジネスができるように、裨益者や家族とともに個別のミーティング開催や、新しい職場がビジネスできる環境であるかフォローに行くこと、助言すること等により、裨益者の個々のケースに応じて、総合的に生活が向上していく対策をとる必要がある。

2) 一期生の中には、第一期の事業終了後、南スーダンの一部の政治勢力(多くの場合、武装組織)からの勧誘を受け、一時、南スーダンに戻るケースが発生した。しかし、職業訓練など自立支援を受け、収入源を(ウガンダにて)確保していたことを理由に、最終的にはウガンダに帰り、生活の基盤を難民居住区に戻している。結果的に、同事業により一定の生活基盤(収入源)を確保したことにより徴兵を予防できたと言えるが、一方、裨益者が未だに心理的、社会的、経済的にも不安定な状況に置かれていることを鑑みると、それぞれの状況に応じて、カウンセリング、補完訓練、ビジネス再開の一部支援など個別の支援を組み合わせ(必要な場合)時間もかけながら、より安定した生活基盤を構築していくための支援(フォローアップ)が必要である。

	<p>3) 一期生のビジネスにおける成果： 結婚や出産、家族の看病などをしながらビジネスに従事している裨益者もいるが、洋裁・木工大工に加え、農業・家畜飼育、キオスク運営など収入源を多様にしながら収入を得ている。この成果として教育に費用をかけることで、裨益者世帯の子ども以外にも兄弟姉妹も含めた上で、初等教育就学率 79%と、全国平均 80%と同水準で教育を受けさせている。また裨益者世帯の子どもの中等教育就学率は 71%と、全国平均の 28%を上回り教育の機会が提供されている。</p> <p>●「持続可能な開発目標(SDGs)」との関連性 (イ)「持続可能な開発目標(SDGs)」において、目標 10【国内および国家間の不平等を是正する】内のターゲット 10.2「2030 年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、すべての人々のエンパワーメント、および社会的、経済的、および政治的な包含を促進する」のように、難民という立場に関わりなく包含的なエンパワーメントが不可欠である。さらに、目標 1【あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ】内のターゲット 1.5「2030 年までに、貧困層や脆弱な立場にある人々のレジリエンスを構築し、気候変動に関連する極端な気象現象やその他の経済、社会、環境的打撃や災害に対するリスク度合いや脆弱性を軽減する」のように、国内での経済格差を抱え、難民を受け入れるホストコミュニティの社会開発も同時に不可欠である。</p> <p>●外務省の国別開発協力量針との関連性 当該国北部の農村部である本事業の対象地域は、外務省の国別開発協力量針である基本方針（大目標）「経済成長を通じた貧困削減と地域格差是正の支援」及びその重点分野「2. 農村部の所得向上」、「4. 北部地域における平和構築」の対象で特に開発が必要である。</p> <p>●「T I C A D V Iにおける我が国取組」との関連性 さらに（エ）T I C A D V Iナイロビ宣言では「繁栄の共有に向けた社会安定化」の優先分野で「教育や職業訓練等を行うことで平和と安定の基礎を作る」ことが求められている。</p>
(3) 上位目標	アジュマニ県における南スーダン難民及びホストコミュニティの最貧困層が収入源を確保し、経済的に自立することで、地域の安定化及び社会開発が促進される。
(4) プロジェクト目標 (今期事業達成目標)	脆弱な状況に置かれている南スーダン難民及びホストコミュニティの裨益者が、職業訓練により技術・知識を習得し、開業して収入を得る。
(5) 活動内容	<p><b>【自立支援の3カ年計画】</b> 本申請は、3カ年で自立支援の計画をしている「南スーダン難民居住区及びホストコミュニティにおける自立支援プロジェクト」の「第三期」と位置付けている。第一期、第二期ともにN連資金を活用し、難民・ホストコミュニティ住民への職業訓練と開業支援を行ってきた。また、当会の自己資金により、その後2年間のフォローアップを行う。添付1(P2)参照</p>

- ◆第一期：一年目 2018年2月～2019年1月 →H29 N連事業完了
- ◆第二期：二年目 2019年2月～2020年1月 →H30 N連事業実施中
- ◆第三期：三年目 2020年2月～2021年1月 →H31 N連本申請案件

### 【事業対象・分野】

#### ◆対象グループと地域

ウガンダ北部アジュマニ県において、パルギニア及びアゴジョ難民居住区内のPSNs（子どもを抱えるシングルマザー等、特別な支援を必要としている人々）及びホストコミュニティにおける最貧困層など、「社会的弱者世帯」を対象とし、同地域でニーズのある下記の職業訓練により自立支援を行う。

#### ◆訓練分野(計6分野、合計88名を対象) 添付1 (P3) 参照

(分野)：(難民、ホストコミュニティからの受入れ人数)

- ①洋裁： 各6名、計12名
- ②編物： 各6名、計12名
- ③木工大工： 各6名、計12名
- ④レンガ敷設： 各7名、計14名
- ⑤溶接： 各10名、計20名
- ⑥養豚： 各9名、計18名

\* 居住区とホストコミュニティの人数比は援助機関と調整済

\* 洋裁/編物/養豚は主に女性、木工大工/レンガ敷設/溶接は主に男性を対象としジェンダーのバランスをとる。

\* 当会はウガンダ北部において13年間で、元子ども兵200名以上を受け入れ、洋裁/木工大工の訓練により卒業生は全員、社会・経済的に自立を果たしており、この実績を活かして本事業を実施する。

### 【活動期間・内容】

◆事業期間12ヶ月間で、次のパルギニア難民居住区での施設設置を含め、活動(1)、(2)を行い、裨益者の職業訓練及び開業支援を行う。

事業地は当会が便宜的にサイトA～Hの地区に分けており、本事業の実施サイトはA、D、F、G、Hの5つである。それぞれに設置する施設の設置サイト、施設名、施設番号、棟数、面積等の一覧は添付1 (P5) 参照。

#### ●サイトA

1-1 第一期、第二期で設置した難民居住区内の仮設職業訓練施設(以下、訓練施設)に施設を増設する。訓練施設において、上述6分野の訓練を行う。

\* 訓練施設の敷地面積は合計7,750平米となる(=増設前の施設面積3,750平米+増設面積4,000平米)

#### ●サイトD、F、G、H

ホストコミュニティ内で、88名の訓練生開業用に、店舗を設置する

(活動 2-3, 2-4)。添付 1 (P6) 参照。

\* レンガ敷設訓練受講者については、様々な建設現場で働くことになり、店舗設置の必要性が低いため、店舗は設置しない。

\* 施設の施工について、主にプロジェクトマネージャーとプロジェクトコーディネーターが技術的に現場を管理し、瑕疵がないか、工期に従っているか等、確認を適宜行う。

(1) 能力向上支援 (職業訓練) :

1-2. 必要な訓練用資機材を搬入する

1-3. 裨益者に、上述 6 分野の職業訓練を 8 ヶ月間、平日 6～7 時間行う。\* 6 分野の訓練にあたり、居住区・ホストコミュニティ、また当会の元裨益者で自立している同地域在住の元子ども兵から専門講師を選定する。専門講師が一部理論の授業を行いながら、9 割以上を実技訓練に当て、裨益者が実践的な商品制作・レンガ敷設や養豚の技術を習得する。

(2) 収入向上支援 (開業支援) : 裨益者が開業準備を経て開業し、

収入を得るまでの以下の支援を行う。添付 1 (P7) 参照。

2-1. 6 分野において訓練の後半 4 か月は、専門講師によるビジネス講習の授業も実施し、個人や各グループでビジネス計画を策定する。

2-2. レンガ敷設は、職業訓練後に 3 グループに分かれ活動し、建設請負業者からの仕事の受注を目指す計画である。このためには副郡レベルの地域開発課の認証書類が必須のため、グループごとに構成メンバーの技術レベル等を報告し、登録を行う。またマーケティング支援として職業訓練後に仕事を受注できるよう、近隣の建設請負業者へグループを紹介するほか、開業用資機材の調達を行う。

2-3. 編物では、ホストコミュニティに仮設店舗 2 店舗の設置し、マーケティング支援及び開業用資機材の調達を行う。

マーケティング支援として訓練後に受注できるよう、制服用セーターを必要とする近隣の教育機関等へグループの紹介を行う。また、グループの看板設置とグループ紹介パンフレットの印刷・配布により地域住民等へ宣伝する支援も行う。

2-4. 洋裁/木工大工/溶接/養豚は、ホストコミュニティに洋裁店・木工所・溶接店を各 2 店舗、養豚場を 3 箇所設置し、資機材調達・設置を行う。

2-5. 裨益者が商品制作、サービス提供により収入を創出できるよう各グループを訪問し店舗運営、ビジネス運営方法の個別指導を行う。

2-6. 一～三期生の職場訪問や意見交換により、ビジネスを運営する上で有益なグッドプラクティスが共有される機会を裨益者に提供する。また本事業裨益者による、(弊会が別事業で実施している) 元子ども兵社会復帰支援の卒業生との意見交換などもあわせて、計 3 回実施する。

2-7. 裨益者の商品・サービスを間接的に販売促進しうるインフルエンサーを増やすため、裨益者の商品・サービスの宣伝・紹介を行う。このため難民居住区内外の住民に対するラジオ放送、他機関と

の会合における資料配布や口頭での紹介などで計 3 回行う。

(3) 社会関係性の向上支援：一～三期生が支援開始前に比べて自宅や職場の近隣住民とのトラブルや差別偏見を減少させ、相互扶助活動を行えるよう次の活動を行い、裨益者が社会的関係性を改善・向上させる支援を行う。

3-1. 裨益者と周辺住民が参加・交流できる催し物を訓練終盤で開催する。例えば、商品見本市、編み物教室、伝統ダンス大会、サッカー大会などを開催し、裨益者が作った商品を抽選でプレゼントしたり、編み物を体験してもらうなど、周辺住民と楽しみながら交流できる場を作る。これにより、裨益者が社会的な関係性改善・向上の機会を提供する。

3-2. 弊会スタッフが、必要に応じて裨益者の周囲との関係性に関する悩みや問題、または信頼構築向上に向けた課題に関する個別の家庭訪問・個別相談の機会を設ける。個別の状況を考慮しながら、計 10～20 回行う。

#### 自立支援 3 カ年の裨益人口：

計約 2, 850 名 (計約 385 世帯) = ① + ②

#### ① 直接裨益者：1, 428 名 (193 世帯) = 1) + 2) + 3)

- 1) H29 年度 N 連事業 (第一期) で訓練を受けた、  
南スーダン難民及びホストコミュニティ住民計 40 名  
(40 世帯) とその家族 256 名 = 296 名
- 2) H30 年度 N 連事業 (第二期) で訓練を受けている、  
南スーダン難民及びホストコミュニティ住民計 65 名  
(65 世帯) とその家族 416 名 = 481 名
- 3) H31 年度 N 連事業 (第三期/本事業) で訓練を受ける、  
南スーダン難民 44 名とホストコミュニティ住民計 88 名  
(88 世帯) とその家族 563 名 = 651 名

添付 1 (P4) 参照

#### ② 間接裨益者：1, 235 名 (193 世帯)

- 1) 上述の N 連 3 ヶ年の自立支援で開業した裨益者の中で、  
裨益者から技術やビジネスの現地訓練を受ける、  
南スーダン難民及びホストコミュニティ住民  
計 193 名 (193 世帯) とその家族 1, 235 名  
\* 直接裨益者 1 名が新たに人材 1 名を育成・雇用する想定

<p>(6) 期待される成果と成果を測る指標</p>	<p>◆<u>事業により達成される具体的な目標（成果）</u></p> <p>(1)能力向上支援：裨益者が、洋裁/編物/木工大工/レンガ敷設/溶接/養豚の職業訓練を受け、必要な技術・知識を身につける。</p> <p>(2)収入向上支援：裨益者が店舗を構える、もしくはグループを形成し、商品・サービスを販売する。</p> <p>(3)社会関係性の向上支援：一～三期生が周辺住民との社会的関係性を改善・向上する。</p> <p>◆<u>成果を測る指標と、その指標の確認方法</u></p> <p>(1)能力向上支援：裨益者が、洋裁/編物/木工大工/レンガ敷設/溶接/養豚の技術・知識がほぼ無い状態から訓練により技術・知識を習得し、女性服・男性服、学校用セーター、椅子・机、鉄製ドア、壁建設、飼育された豚など、市場価値を持つ商品制作やサービス提供ができる知識・技術レベルになり、訓練前の試験スコア 10%から訓練後の試験において 70%以上の成績を修めている。</p> <p>(2)収入向上支援：職業訓練の後半 4 か月間で、裨益者が当会職員によるビジネス講習を受け、ビジネス計画が立案される。また、裨益者が開業に必要な資機材を供与され、習得した知識と技術により商品・サービスが販売されている。</p> <p>なお、事業実施後に期待される数値として、実施前の裨益者の収入がほぼ 0 円から、本事業終了後、引き続き当会で収入向上のフォローアップを行い、終了後から半年以内で 1 名あたり毎月 10 万ウガンダシリング（約 3,300 円）の収入額を目標としている。</p> <p>(3)社会関係性の向上支援：支援開始前に比べてトラブルや差別偏見が減少し、周辺住民との相互扶助活動が増加したかを、アンケートを用いた裨益者への個別の聞き取り調査により確認する。</p> <p>◆<u>T I C A D V Iにおける我が国取組への寄与</u></p> <p>若者への教育・職業訓練等をはじめとする平和と安定の実現に向けた基礎作りにおいて、5 万人への職業訓練を含む質の高い人材育成を目指している。本事業では、対象地域のビジネス拠点を担う 65 名に対し職業訓練を行い、人材育成に寄与する（第一期、第三期を合わせると計 193 名の人材育成）。また事業終了後も、(7) 持続可能性 4) のように、開業した店舗から 193 名が、新たな人材として育成・雇用される事が期待される（添付 1 (P4) 参照）。</p>
<p>(7) 持続発展性</p>	<p>1) 裨益者が開業する際、大規模な機材ではなく、裨益者が維持管理可能な最小限の機材供与に留め、運営コストも抑えリスクを低減し、ビジネス運営の持続性を確保する（維持管理の方法は、訓練の際に裨益者が習得する）。</p> <p>* 近隣地域における当会の類似事業においても、裨益者（元子ども兵・最貧困層）が、木工店・洋裁店を 20 店舗以上開業している実績があり、地方公務員とほぼ同等の収入を得て持続的に事業を運営している。</p> <p>2) また、裨益者の開業後 2 年間は裨益者の収入が向上し安定するまでフォローアップを行う（添付 1 (P2) 参照）。</p> <p>・上位目標では、各世帯が経済的に自立を果たしている状態で、本</p>

事業終了から 2 年後には、1 名あたり月 18 万ウガンダシリング（月約 6,000 円）の収入を想定している。

- ・また、居住区・ホストコミュニティの脆弱層である裨益者が、共に技術訓練、収入向上活動、開業後も資材調達や顧客紹介等を行うことで両者の関係性の構築に寄与する。それにより、現在懸念されている両者間の対立や社会不安を軽減することが期待できる。

- ・さらに居住区とホストコミュニティにおいて其々が参加する地域の経済活動の中で交流が生まれ、地域が安定し、地域の社会開発が促進されていることが期待される。

（以上の成果が達成されているかどうかは別途、指標を定め、半年後、2 年後に評価活動を実施する）

3) 本事業終了後、2 年間のフォローアップを行うために本訓練施設を引き続き活用する。また、本事業地を含めアジュマニ県での洋裁店/編物店/木工所/溶接店/養豚場の数、レンガ敷設工の人数は、技術を習得する機会や開業資金の不足等により限られているため、本事業終了後も訓練施設を活用し、地域のニーズに応じて新規に難民とホストコミュニティを対象に職業訓練を行い、開業支援を行う。

4) 本事業期間第三期で訓練を受ける 88 名、第二期で訓練を受ける 65 名、第一期の 40 名、計 193 名が開業し収入を得る。その各開業店舗/養豚場/グループの下で、訓練後の裨益者から、実地で技術・ビジネス訓練を受ける難民とホストコミュニティの新規人材計 193 名（\*）が育成・雇用され、地域の生活の向上や社会開発につながる（添付 1（P4）参照）。\* 裨益者 1 名が新たに人材 1 名を育成・雇用する想定

5) サイト A の難民居住区内の土地についてはウガンダ政府（OPM）から、サイト D, F, G, H の土地についてはホストコミュニティの地主から無償で利用の許可を得ている。事業終了後も、引き続き無償で同サイトを利用する。なお、各グループの店舗については裨益者グループが維持管理を行う。

6) 事業終了後の訓練用施設（サイト A）の利用について、現地政府（OPM）との覚書の締結内容に従い、第一期、第二期、第三期（本事業）の 3 年間とその後のフォローアップ期間の 2 年間（2022 年迄）は引き続き OPM と連携し、当会が運営・維持管理していく。5 年間の施設使用後は、5 年目の時点で OPM 並びに関係機関と現地ニーズを反映した活用方法を含め出口計画を決定し、OPM もしくは関係機関へ施設とその運営管理を引き継ぐことを確認している。併せて、出口計画のなかで当会と OPM/関係機関が共同して活用する可能性も含めることを確認している。またフォローアップの 2 年間で、関連団体と知見を共有することにより、職業訓練、施設維持管理などの知見を共有する機会を作る。さらに 3 カ年の自立支援事業後には事後評価を行い、関係機関に知見や成果を共有することで今後、難民やホストコミュニティに展開する自立支援の一つのモデルとして提示していく。共有する具体的な方法については、関連機関と連携しながら計画して実施していく。

7) 訓練施設の訓練用資機材に関して、5 年間の施設での使用後、OPM 側と協議の上、現地の人々のニーズに沿った形で活用していく

(様式 1)

	ことを合意している。活用方法については、OPM との出口戦略の中で決定していくことを合意している。
--	---

(ページ番号標記の上, ここでページを区切ってください)